

令和7年度あおもりフィールドスタディ支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、経済活性化や産業振興等をテーマに、地元関係者等の多様な主体と連携し、地域が抱える社会課題の解決を図ることを目的に行う実践的な活動や、ビジネスプランの創出など、将来の起業につながる意欲ある活動等を行うフィールドスタディ（現地学習）を実施する学生団体等に対して、当該年度の予算の範囲内において補助金を交付し、産学官連携による地域経済活性化と若手リーダー人材の育成を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市圏 青森市、平内町、今別町、外ヶ浜町及び蓬田村で構成する青森圏域連携中枢都市圏をいう。
- (2) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学、専修学校又は各種学校をいう。
- (3) 学生団体等 都市圏内に所在する学校等の学生等で構成する団体（小学校又は中学校の児童又は生徒のみで構成される団体を除く。）、その他特に市長が認める団体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、学生団体等で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 所属する学校等の証明により、学生団体等を構成する学生等の身分が証明できること。
- (2) 学生団体等の会則等又は所属する学校等の証明により、代表者及び活動内容等について確認できること。
- (3) 学生団体等で、次に掲げる要件を満たすものであること。
 - ア 公式大会若しくはイベントへ参加し、又は開催することを目的とするものでないこと。
 - イ 政治的若しくは宗教的活動又は慈善活動を目的とするものでないこと。
 - ウ 地域経済・産業に関する課題の解決に向け、多様な主体と連携する団体であること。
- (4) 都市圏の市町村の税（以下「市税等」という。）に未納の額がないこと又は次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

- ア 前々年度までに納期限が到来している市税等に未納額がないこと。
- イ 前年度以降に納期限が到来している市税等について、当該市町村に対し分割納付の誓約をし、分割納付計画に定められた納期限までに分割納付していること。
- ウ イの場合において、分割納付の履行を怠ったことがないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。ただし、国、県及び市等から補助金（この要綱に基づく補助金以外のものをいう。）の交付を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金の額を差し引いた額を算定の基礎とする。

- (1) 事務費
- (2) 原材料費
- (3) 報償費
- (4) 使用料及び賃借料
- (5) 印刷製本費
- (6) 広告宣伝費
- (7) 通信運搬費
- (8) 旅費交通費
- (9) その他市長が特に必要と認めた経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表の左欄に掲げる事業区分に応じ、同表の中欄に掲げる活動地域を対象として実施する場合において、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

- 2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あおもりフィールドスタディ支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 位置図
- (4) 学生団体等の構成員名簿及び規約又は会則
- (5) 法人登記簿謄本（法人格を有する学生団体等である場合に限る。）
- (6) 市税等に係る納税証明書又は青森市に所在する学生団体等である場合にあつて

は、市税の納付状況の確認に係る同意書

(7) 青森地域産学連携懇談会による推薦を確認できる書類

(8) その他市長が必要と認める書類

- 2 補助事業者は、前項の規定による交付の申請をするときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第7条 市長は、前条の申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付の可否を決定し、あおりフィールドスタディ支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）又はあおりフィールドスタディ支援事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による交付決定を行うに当たって、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

- 3 市長は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

（補助金の交付の条件）

第8条 青森市補助金等の交付に関する規則（平成17年青森市規則第62号。以下「規則」という。）第5条の規定による条件は、補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和7年4月1日から10年間保管することとする。

（申請の取下げの期日）

第9条 規則第6条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

（事業内容の変更及び廃止）

第10条 補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助

事業の内容若しくは補助対象経費の額を変更するとき、又は補助事業を廃止するときは、あおりフィールドスタディ支援事業変更（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第7条第1項の規定は、前項の場合に準用する。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して20日を経過した日又は令和8年3月31日のいずれか早い日までにあおりフィールドスタディ支援事業補助金完了（廃止）実績報告書（様式第7号）を、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 収支決算書（様式第8号）
- （2） 補助対象経費の支払を明らかにする書類
- （3） 補助事業の成果を証する書類
- （4） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額確定）

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、当該実績報告書等書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、あおりフィールドスタディ支援事業補助金交付額確定通知書（様式第9号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 補助金は、額の確定前に概算をもって交付するか、又は前条の規定によりその額を確定した後に交付するものとする。概算により交付を受けた場合は、前条の規定によりその額を確定した後に精算するものとする。

（補助金の請求）

第14条 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

（取扱方法）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、規則の定めるところによる。

附 則

（実施期日）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

別表（第 5 条関係）

事業区分	活動地域	補助金の額
連携事業	学生団体等が所在する市町村 以外の都市圏内の市町村	補助対象経費の 5 分の 4 に相当する額と、 4 8 万円とを比較していずれか低い額以内 の額とする。
単独事業	学生団体等が所在する市町村	補助対象経費の 5 分の 4 に相当する額と、 4 0 万円とを比較していずれか低い額以内 の額とする。